

令和4年1月28日
道路局道路交通管理課

限度超過車両の新たな通行確認制度の試行を開始します！

～特殊車両通行確認システムの試行内容を公表～

国土交通省は、限度超過車両の新たな通行確認制度の令和4年4月1日の運用開始に向けて、令和4年2月7日より試行を開始します。

1. 背景

改正後の道路法により、寸法、重量等に係る一定の限度を超える車両（限度超過車両）を通行させようとする者が、あらかじめ国の登録を受けた車両について、従来の許可申請手続に代えて、通行が可能な経路をオンラインで即時に確認し、通行できる制度が新たに創設され、令和4年4月1日に施行されます。

円滑な運用開始に向けて、実際の運用が始まる前に、システムの試行を開始しますので詳細情報をお知らせいたします。

2. 試行期間

2月 7日～2月18日：平日9：30～12：00、13：30～17：30
各日いずれかの時間帯（別紙1参照）

2月21日～3月31日：平日9：30～17：30

※土日祝日についてはセキュリティの観点から利用できません。

3. 特殊車両の新たな通行確認制度システム URL【試行版】

<https://www.tokusyaportal.ktr.mlit.go.jp/>

※試行時間外は、本サイトは閉鎖しておりますので、この時間にアクセスした場合には、エラー画面が表示されます。（システムの故障ではありません。）

4. 試行内容

別紙2. 3参照

【問合わせ先】

■制度全般について

国土交通省 道路局 道路交通管理課 車両通行対策室 室長 浪越 課長補佐 田中
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8483（内線 37436） FAX 03-5253-1617

■システムの操作方法について

特車登録センター（指定登録確認機関：一般財団法人道路新産業開発機構）

TEL：0120-161-948 Mail：hido-tks-info@tks.hido.or.jp

HP：https://www.tks.hido.or.jp/